

沖縄県人ペルー移住 120 周年記念若者交流事業 委託業務企画提案仕様書

1 委託事業名

沖縄県人ペルー移住 120 周年記念若者交流事業

2 事業目的

本県が誇る独自のソフトパワーであるウチナーネットワークは、海外の県人会などを中心に培われてきた交流により確立されたものであり、今後も各地域間の連携強化やネットワークの更なる発展が期待されている。しかし、移民を送り出してから 100 年以上が経過し、県人会の世代交代が進む中で、次世代担い手の育成や県系人同士のつながりが徐々に弱まりつつあること等が課題となっている。

こうした背景から、本事業では、沖縄県系子弟等の若者同士が交流・連携できる機会を設けることで、世界に広がるウチナーネットワークの次世代担い手としての意識を醸成するとともに、各地域で活動する若者同士の継続的な連携・交流の仕組みを構築し、ウチナーネットワークの持続的な発展につなげることを目的とする。

3 予算額

委託料 20,686,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、上限額は、本事業の企画提案における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

4 事業期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで

5 事業概要

本事業は、以下の(1)在中南米県人会参加者支援業務、(2)交流会等開催支援業務、(3)県関係者訪問支援業務、(4)デジタルアーカイブ化の 4 業務で構成する。これらの支援内容、実施体制、スケジュール等について提案すること。

なお、開催時期及び場所については、ペルー共和国リマにおいて、令和 8 年 10 月 21 日から 25 日を想定している。（なお、渡航日程や訪問先については、海外県人会等と調整の上、決定することとする。）

(1) 在中南米県人会参加者支援業務

中南米各国（ペルーを除く）からの参加者の航空券及びホテル、10 月 22 日から 25 日までの現地交通手段（バス等）など各種手配を行うこと。

なお、航空券については 1 人あたり（日本円）5 万円（総額 150 万円程度）を見込むこと。航空券の差額は各参加者の負担とする。

※参加者は在中南米県人会から各 3 名程度、総勢 30 名程度を想定している。

(2) 交流会等開催支援業務

日付	場所	内容	備考
10月21日		参加者現地入り及び顔合わせ	
10月22日	県人会館等	次世代若者交流会 (1)次世代意見交換会・県人会活動紹介 (2)ワークショップ (3)芸能交流会	沖縄県主催
10月23日	県人会館等	現地学校訪問及び芸能練習	
10月24日	県人会館等	現地学校訪問及び芸能練習	
10月25日		ペルー沖縄県人移住 120周年記念式典 参加(演舞)	式典はペルー沖縄県人会主催
10月26日		解散	

本業務のプログラムイメージ及び業務内容は、以下のとおりである。

- ① 交流会等の調整役1名及び撮影担当1名の手配
 - ・交流会を含む全体の調整役（コーディネーターや当日進行を担当する者）1名、及び撮影担当者1名を同行させること。
 - ・少なくとも調整役は英語又はスペイン語を用いて現地でのコミュニケーションが可能な者とする。
- ② 芸能指導者の派遣に係る手配

芸能指導者を派遣し、本事業参加者への芸能指導及び演舞を行う。

 - ・派遣人数は2名以内（予算や必要性に応じて県と調整の上で決定すること）とし、以下の条件に該当する者を選定すること。
 - エイサーの指導ができる者。
 - ペルー側では式典における演舞の中にダンスも組み込む意向があるため、ダンスを含めたエイサー演舞全体の構成等についてペルー側と調整のうえ、演出・コーディネーターできる者。
 - ・10月25日の式典における演舞の内容については、ペルー側と調整すること。
 - ・「記念式典」で披露する演舞のパフォーマンスについて、各海外参加者が事前に自国で練習できるよう振付等をビデオ撮影し、本事業参加者及び現地県人会の芸能団体に共有すること。
 - ・現地県人会の芸能団体及び本事業参加者に対して芸能指導を行うこと。（事前のオンライン指導を含む）
 - ・「次世代若者交流会」及び「記念式典」において演舞を行うこと。

③ 参加者顔合わせ（初日）の運営

10月21日に、アイスブレイク等を行いながら、本事業参加者の顔合わせを行う時間を設けること。

④ 次世代若者交流会の運営

本事業参加者が集い、意見交換会や芸能交流会、ワークショップを運営する。

- ・会場についてはペルー県人会館等、ペルー側と調整して手配すること。
- ・当日の湯茶及び軽食を手配すること。
- ・午前中（内容に応じ午後も可）に、参加者意見交換会及びワークショップを行うこと。ワークショップについては、移民の歴史や、沖縄の伝統芸能等をテーマとすること。
- ・午後に、現地県人会の芸能団体を含めた芸能交流会を行うこと。

⑤ 参加者の練習管理

10月23日及び10月24日に本事業参加者と芸能練習を行う。

- ・事業参加者と、10月25日の「記念式典」で披露する演舞の練習を行い、当日少なくとも1つの演舞を披露すること。
- ・芸能練習を行う場所については、県人会館等、ペルー側と調整して手配すること。

⑥ 現地での文化交流の実施

現地の日系人学校等（3校程度）に訪問し、交流を行う。

- ・沖縄文化の紹介、披露、指導等の文化交流を行うこと。
- ・訪問先についてはペルー沖縄県人会及び沖縄県と調整し、決定すること。

(3) 県関係者訪問支援業務

① 移動、宿泊等の手配

- ・県三役のほか、県職員6名程度の航空券及び宿泊ホテル、滞在全期間の現地移動用の車両など出張に必要な各種手配を行うこと。（令和8年10月21日本邦発、26日現地発の期間を対象とする。なお、用務の都合で短縮する場合がある。）
- ・航空券代、ホテル代などの経費そのものは本事業費に含めない（職員負担）。ただし、手配に必要な手数料は本事業費に含めること。
- ・県三役はビジネスクラス、その他職員はエコノミークラスとし、ホテルについては現地の治安や交通の利便性など、立地条件を考慮し、3カ所以上提案すること。

② 食事の手配

- ・県からの指示に基づき、出張中必要な食事の手配を行うこと。（費用は職員負担）

③ 添乗員の手配

- ・那覇空港出発から那覇空港到着まで添乗員1名が同行すること。

(4) デジタルアーカイブ化

本事業の様子や海外県人会、県系人の活動等について記録映像を作成すること。また、10分程度のダイジェスト版を作成すること。

(5) その他

- ①ペルー沖縄県人会から、エイサーに使用する各種太鼓の修繕が課題であると示されていることを踏まえ、当該課題への対応策を示すこと。
- ②その他に事業の目的に関連した独自企画があれば提案すること。

6 連絡調整

(1) 事業実施前

- ・適宜、業務の進捗状況報告を行うほか、業務内容に関する、県・現地との打合せを実施すること。その日程調整、連絡通知を行うこと。
- ・参加者決定後、参加者との連絡調整を行うこと。
※在中南米県人会からの参加者募集及び決定は県が行うこととする。
- ・派遣予定の指導者等、関係者との連絡調整を行うこと。

(2) 事業実施後

事業運営を通じての課題を抽出し、改善点を報告すること。

7 積算見積

- (1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。
- (2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。※1円未満の端数については切り捨てるものとする。
- (3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

①直接人件費（事務局職員の人件費）

- ア 総括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。
- イ 専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。
- ウ 専門員B：上司の指導の下に一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

②直接経費

- ア 補助員人件費
- イ 旅費
- ウ 会場費
- エ 謝金
- オ 賃借料
- カ 消耗品費
- キ 印刷製本費
- ク 通信運搬費
- ケ その他必要経費（※内訳等を明かにすること）

③再委託費

県との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせるために必要な経費。

※当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施で

きない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

（請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

④一般管理費

次の計算式により算出すること。

（①直接人件費＋②直接経費－③再委託費）× 10/100 以内

⑤消費税（10%）

※受託者が消費税の免税事業者である場合、人件費等の自社で発生する経費に関して消費税は計上しないこと。

8 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の1/2を越える業務、委託業務に係る統轄的かつ根幹的な業務を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

〈その他、簡易な業務〉

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

(3) 再委託の相手方の制限

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

9 著作権

(1) 成果物の著作権及び使用権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

(2) 本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。

(3) 成果物において、第三者との間で知的財産権に関する紛争等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、事業者が一切の責任と費用においてこれらを処理解決し、沖縄県に影響を与えないものとし、万一、沖縄県に損害が生じた場合は、当該損害を補償するものとする。

10 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

11 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講ずること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

12 成果物

事業報告書（現物5部、電子データ1部、デジタルアーカイブ化した記録映像）

※事業報告書については、写真を中心とした30ページ程度の概要版を作成し、併せて電子データで提出すること。作成の際は、インターネット上で公開しても差し支えないよう予め個人情報や著作権等その他権利関係の許可を得ておくこと（沖縄県のウェブサイトに掲載予定）。

13 その他

- (1) 本事業を進めるにあたっては、必ず県と協議し行うこと。
- (2) 受託者は県からの要請に応じ、会議等に出席しなければならない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課と協議すること。
- (4) その他、上記仕様書に示されていない事項については、県と受託者との協議の上取り決めるものとする。